



内容

I. 付加価値税

- 社宅（社員が居住することを目的として会社で所有する住宅）に関する 2017年6月2日付ホーチミン税務局発行オフィシャルレター5143/CT-TTHT 号
- フォーム 06（付加価値税の算定方法の登録）の廃止に関する通達 93/2017/TT-BTC 号 及びオフィシャルレター4253/TCT-CS 号
- 割引輸入品の付加価値税(VAT)に関する 2017年9月8日付税務総局発行オフィシャルレター4067/TCT-DNL 号

II. 法人税

- 個人に対するサービス費用に関する 2017年9月7日付ビンズオン省の税務局発行オフィシャルレター15716 /CT-TTHT 号
- 契約書違反に伴う賠償に関する 2017年9月12日付ロンアン省税務局発行オフィシャルレター2156/CT-TTHT 号
- 関連者間取引情報の申告（付録）に関して、フォーム 03-7/TNDN から新しいフォームに変更となることが規定された 2017年9月21日付ハノイ税務局発行オフィシャルレター63347/CT-TTHT 号

III. 個人所得税

- 会社が団体と工事施工の契約書を締結する際のインボイス及び付加価値税の取扱に関する 2017年8月21日付ハノイ税務局発行オフィシャルレター56620/CT-TTHT 号



I. 付加価値税

社宅（社員が居住することを目的として会社で所有する住宅）に関する **2017年6月2日付ホーチミン税務局発行オフィシャルレター5143/CT-TTHT号**

社員の宿泊利用を目的として会社名義で住宅を購入し、所有権を登録している場合は、税務上3つの通達に基づき、以下のように取り扱われる。

- 社員利用を目的とした固定資産の減価償却費に関する通達 96/2015/TT-BTC 号第4条第2.2項
- 仕入 VAT の控除に関する通達 219/2013/TT-BTC 号第14条
- 個人所得税に関する通達 111/2013/TT-BTC 号第2条第2d点

法人税上は当該社宅の減価償却費は損金算入が認められる。

一方、付加価値税上は個人で利用することを理由に、会社の事業内容と直接関係があると認められず、社宅購入時に発生した仕入 VAT に加えて、社宅使用中に発生する水道光熱費、管理費等の仕入 VAT も控除されない。

また個人所得税上、社宅の減価償却費だけでなく、会社負担の水道光熱費、管理費等も、社宅利用者の課税所得に合算し、個人所得税を申告する必要がある。

フォーム 06（付加価値税の算定方法の登録）の廃止に関する通達 **93/2017/TT-BTC号** 及びオフィシャルレター**4253/TCT-CS号**

2017年9月19日に、税務総局は2017年11月5日有効の通達 93/2017/TT-BTC号を発行した。

本通達は2013年12月31日付、財務省発行の通達 219/2013/TT-BTC 号第12条第3、4条を改正・補足したものである。（なお通達 219/2013/TT-BTC号は2014年8月25日付、財務省発行の通達 119/2014/TT-BTC号に改正・補足されている。）

2013年7月22日付政令 83/2013/ND-CP号、及び税務管理法の幾つかの項目を改正・補足する実施ガイダンス 2013年11月6日付、財務省発行の通達 156/2013/TT-BTC 号第11条第7項を廃止する内容となっている。

通達 93/2017/TT-BTC号に対する**2017年9月20日付税務総局発行オフィシャルレター 4253/TCT-CS号**によると、

1. 新規設立会社、及び付加価値税の課税売上が10億ドン以下である会社に対して、控除方法を適用する際、税務局へフォーム 06/GTGTを提出することは不要となる。



以前:

新規設立会社、及び付加価値税の課税売上が 10 億ドン以下である会社に対して、控除方法を適用する際、フォーム 06/GTGT の提出が義務付けられる。フォーム 06/GTGT を提出しない場合、自動的に帳簿方法を適用することとなる。

2. 付加価値税の算定方法を変更する際、フォーム 06/GTGT の提出は不要となる。

以前:

付加価値税の算定方法（帳簿方法あるいは控除方法）を変更する際、フォーム 06/GTGT を税務局へ提出しなければならない。

3. フォーム 06/GTGT の提出義務がなくなったうえで、2013 年 11 月 6 日付、財務省発行の通達 156/2013/TT-BTC 号第 11 条（2014 年 8 月 25 日付の通達 119/2014/TT-BTC 号第 1 条及び 2015 年 2 月 27 日付の通達 26/2015/TT-BTC 号第 2 条に改正・補足されている。）は以下に変更となっている。

通達 93/2017/TT-BTC 号が有効になる 11 月 5 以降、

適用する算定方法に基づき、会社が税務局へ提出する申告書類が異なる。

-会社が控除方法を適用したい場合、申告書フォーム 01/GTGT 及びフォーム 02/GTGT を提出する。

-会社が帳簿方法を適用したい場合、申告書フォーム 03/GTGT 及びフォーム 04/GTGT を提出する。

※2013 年 11 月 6 日付財務省発行通達 156/2013/TT-BTC 号に添付されるフォーム 01/GTGT、02/GTGT、03/GTGT 及び 04/GTGT を使用する。

割引輸入品の付加価値税（VAT）に関する 2017 年 9 月 8 日付税務総局発行オフィシャルレター4067/TCT-DNL 号

- 仕入 VAT 控除の条件に関する法令 13/2008/QH12 号第 12 条第 2 項及び法令 31/2013/QH13 号の幾つかの項目を改正・補足する第 1 条第 6 項
- 輸出入品の価値確定に関する 2015 年 3 月 25 日付、通達 39/2015/TT-BTC 号第 15 条第 2 項

以上 2 つの法令および通達に基づき、

“2.（割引が行われた際の付加価値税の減額）調整項目に下記を含まない。

...

d.1.1.1) 長期的取引関係の構築を目的とした割引

d.1.1.2) 取扱商品数に基づく割引



d.1.1.3) 支払の形式に基づく割引

d.1.2) 輸出先の国において運送前に割引の文章を作成した場合における割引

上記の規定に基づき、会社が値引きされた設備を輸入する場合、

- 2015年3月25日付財務省発行通達 39/2015/TT-BTC 号第15条第2項に従う割引である場合、輸入品の仕入 VAT が減額調整される。会社が納付した VAT が未払税金より高い場合、2015年3月25日付財務省発行通達 38/2015/TT-BTC 号第49条により還付される。
- 一方2015年3月25日付財務省発行通達 39/2015/TT-BTC 号第15条第2項に従う割引の対象外であるが、会社が規定に基づく仕入 VAT の申告・納付を実施した場合、付加価値税の控除条件を満たせば、減額調整は出来ないが仕入 VAT 申告にて控除が出来る。

II. 法人税

個人に対するサービス費用に関する 2017年9月7日付ビンズオン省の税務局発行オフィシャルレター15716 /CT-TTHT 号

税務局によるインボイス売却のガイダンスに対する 2014年3月31日付財務省発行の通達 39/2014/TT-BTC 号第12条第2a点、および損金算入に関する 2015年6月22日付財務省発行の通達 96/2015/TT-BTC 号第4条に基づき、

会社が自営業の個人に車輛をレンタルする場合、

- サービス費用が1億ドン/年以上であれば、個人は税務局からインボイスを購入したうえで、会社にインボイスを発行し、付加価値税及び個人所得税の申告・納税を実施しなければならない。
- サービス費用が1億ドン/年以下であれば、会社がフォーム 01/TNDN によりサービス利用に関するリストを作成すればよく、個人が付加価値税申告・納税をする必要はない。

一方、個人が自営業ではない場合、支払う際のサービス費用に関わらず、会社がフォーム 01/TNDN によりサービス利用に関するリストを作成すればよく、個人が付加価値税申告・納税をする必要はない。



契約書違反に伴う賠償に関する 2017 年 9 月 12 日付ロンアン省税務局発行 オフィシャルレター2156/CT-TTHT 号

付加価値税の申告・納税不要に関する 2013 年 12 月 31 日付の財務省発行通達 219/2013/TT-BTC 号第 5 条第 1 項、および損金不算入に関する通達 78/2014/TT-BCT 号第 6 条（その後、通達 119/2014/TT-BTC 号第 6 条第 2 項、及び通達 151/2014/TT-BTC 号第 1 条に改正・補足されている）を改正・補足する 2015 年 6 月 22 日付通達 96/2015/TT-BTC 号第 4 条第 2 項 36 点に基づき、以下の事例（取り扱いを含む）が案内された。

会社が原材料を調達するとともに、委託先から梱包材の提供を受けて加工を行った。しかし会社が納品し、税務申告を行った後に欠陥が発見されたため、委託先は会社に対して損害賠償（梱包材費用、運送費用、欠陥品処分の費用、加工費用）を要求した。また会社は損害賠償金を支払う際、支払を証明する書類を用意した。

委託契約上、損害賠償責任が明記されており、かつ上記の支払を証明する書類が揃っている場合、法人税上、会社は損害賠償金を損金算入費用として申告することができる。また発行済みインボイスを回収したり、売上高のマイナス調整を行う必要はない。他方これは欠陥品の処分であり返品ではないため、委託先は返品の際、会社に対してインボイスを発行する必要はない。

関連者間取引情報の申告（付録）に関して、フォーム 03 TNDN から新しいフォームに変更となることが規定された 2017 年 9 月 21 日付ハノイ税務局発行 オフィシャルレター63347/CT-TTHT 号

関連者取引情報の申告に関する令 20/2017/ND-CP 号第 10 条第 3 項によると、納税者は本政令の付録フォーム 01 にて関連者間取引情報を申告する業務があり、法人税確定申告書と共に提出しなければならない。

政令 20/2017/ND-CP 号の実施を案内する通達 41/2017/TT-BTC 号第 4 条第 1 項によると、納税者は通達 156/2013/TT-BTC 号のフォーム 03-7/TNDN に代わり、政令 20/2017/ND-CP 号のフォームにより申告を実施しなければならない。また法人税確定申告書フォーム 03/TNDN と共に提出しなければならない。

政令 20/2017/ND-CP 号第 14 条は 2017 年 5 月 1 日より有効になるため、2017 年 6 月 30 日に終了する会計年度から、フォーム 01 による関連者間取引情報の申告を実施しなければならない。



III. 個人所得税

会社が団体と工事施工の契約書を締結する際のインボイス及び付加価値税の取扱に関する **2017 年 8 月 21 日付ハノイ税務局発行オフィシャルレター56620/CT-TTHT 号**

以下 3 つの通達に基づき、会社が団体の代表者と工事施工契約書を締結する場合、代表者の所得は給与とみなされ、会社に税率 10%を源泉徴収が求められる。また税務局は会社に対して、小売 インボイスを発行しない。

- 個人所得税の控除に関する通達 111/2013/TT-BTC 号第 25 条第 1i 点
- 各業界、各分野に対する適用される売上に乗じる課税割合に関する通達 92/2015/TT-BTC 号第 2 第 2 項
- 販売及びサービス提供のインボイスに関する通達 39/2014/TT-BTC 号第 12 条第 2 項

但し、会社が団体の代表者（建設分野の自営業）と契約書を締結する場合、代表者の所得は営業に伴う所得とみなされ、会社が付加価値税 5%及び個人所得税 2%の源泉徴収を実施しなければならない。また会社からの要求があれば、税務局は小売 インボイスを発行する。



I-GLOCAL CO., LTD.

VINA BOOKKEEPING CO., LTD

Ho Chi Minh City Office

14th Floor, TNR Tower, 180-192 Nguyen Cong Tru, District 1, HCMC, Vietnam

Tel: +84 28 3827 8096 Fax: +84 28 3827 8097

Takayuki Jitsuhara (真原): takayuki.jitsuhara@i-glocal.com

Vo Tan Huu: vo.tan.huu@i-glocal.com

Tran Nguyen Trung: tran.nguyen.trung@i-glocal.com

Cao Hoang Vuong: cao.hoang.vuong@i-glocal.com

Tran Cong Hung: tran.cong.hung@i-glocal.com

Duong Quynh Nga: duong.quynh.nga@vinabookkeeping.com

Hanoi Office

R.1206, 12th Floor, Indochina Plaza Hanoi Tower, 241 Xuan Thuy, Cau Giay Dist., Hanoi, Vietnam

Tel: +84 4 2220 0334 Fax: +84 4 2220 0335

Naoki Fukumoto (福本): naoki.fukumoto@i-glocal.com

Ta Huong Ly: ta.huong.ly@i-glocal.com

Nguyen Thi Dung: nguyen.thi.dung@vinabookkeeping.com

Website: <http://www.i-glocal.com>

<http://www.vinabookkeeping.com>